

令和5年度 松戸市立松戸高等学校 第1年次入学者選抜要項

令和5年度松戸市立松戸高等学校第1年次入学者選抜要項を、松戸市立高等学校管理規則（昭和50年松戸市教育委員会規則第6号）第31条の規定に基づき、次のとおり定める。

募集定員は普通科280名、国際人文科40名とする。

第1 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜とする。

入学者選抜においては、本検査を令和5年2月21日（火曜日）及び22日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜にあつては、同月21日（火曜日））に実施するとともに、インフルエンザ罹患等のやむを得ない理由により本検査を全く受検することができなかった者については、追検査を同年3月1日（水曜日）に実施する。

なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満たない場合等における第2次募集を行うことがある。

第2 一般入学者選抜

普通科及び国際人文科において、松戸市立松戸高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

また、普通科においては募集定員の一部について、志願者及び保護者が松戸市内に居住し、松戸市立中学校を令和5年3月卒業見込みの者を優先とする。

1 志願要件

志願者及び保護者が、「松戸市立高等学校通学区域に関する規則」（平成12年教育委員会規則第3号、以下「規則」という。）第2条に規定する通学区域に居住し、かつ次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定に基づく埼玉県内の隣接学区内に居住する者も志願を認める。

- （1）中学校（中等教育学校の前期課程及び義務教育学校を含む。）又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業（修了）した者及び令和5年3月卒業（修了）見込みの者。
- （2）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者。

2 期待する生徒像

（1）普通科

人物、学業ともに優れており、次のア又はイのいずれかに該当する生徒

ア 特別活動等や資格取得に実績を有し、目標や志を持って、意欲的に高校生活を送れること。

イ スポーツ、芸術活動等に意欲的に取り組み、本校入学後も積極的に活動を継続し、学習との両立を図りながらさらに技能を向上させる意志があること。

（2）国際人文科

人物、学業ともに優れており、次のア又はイのいずれかに該当する生徒

ア 学業においては特に英語・国語・社会に優れるとともに、特別活動等や資格取得に実績を有し、目標や志を持って、意欲的に高校生活を送れること。

イ 国際人文科の各科目に興味を持ち、グローバルな視野で社会や人間について考えるとともに、意欲的にコミュニケーション能力を向上させる意志があること。

3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月10日(金曜日)	午前9時から正午まで

(3) 提出先

松戸市立松戸高等学校長

(4) 松戸市立松戸高等学校長の承認を受けて志願する者は、次の書類を入学願書等に添えて松戸市立松戸高等学校長に提出しなければならない。

ア 松戸市立高等学校(入学者選抜、転・編入学)志願証明書(松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第1号様式)

イ 誓約書(同第2号様式)

ウ その他校長が必要と認める書類

4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

(3) 書類の返却

次の書類を提出した志願変更者にはこれを返却するものとする。

松戸市立高等学校(入学者選抜、転・編入学)志願証明書及び誓約書、その他

5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず松戸市立松戸高等学校を新たに志願しようとする者

イ 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

(2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びに受付時間

提出期間及び受付期間	受付時間
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

6 検査の期日

令和5年2月21日(火曜日)及び22日(水曜日)

7 検査の内容

(1) 第1日の検査の内容

学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

(2) 第2日の検査の内容

ア 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

イ 学校設定検査

(ア) 普通科

自己表現を実施する。

(イ) 国際人文科

面接を実施する。

8 追検査

(1) 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

(2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和5年2月24日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和5年2月27日（月曜日）	午前9時から正午まで

(3) 提出先

松戸市立松戸高等学校長

9 選抜方法

(1) 中学校等の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、松戸市立松戸高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(2) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は松戸市立松戸高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(3) 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を1.5倍又は2倍した値を英語の得点とみなすことができる。

10 入学許可候補者の発表の日時及び場所

(1) 日時

令和5年3月3日（金曜日）午前9時

(2) 場所

松戸市立松戸高等学校

11 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日及び受付時間

提出期日	受付時間
令和5年3月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

松戸市立松戸高等学校長

- (3) 松戸市立松戸高等学校長の承認を受けて志願する者は、次の書類を入学願書等に添えて松戸市立松戸高等学校長に提出しなければならない。

ア 松戸市立高等学校(入学者選抜、転・編入学)志願証明書(松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第1号様式)

イ 誓約書(同第2号様式)

ウ その他校長が必要と認める書類

- (4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類及び学科の変更をすることができる。この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、県教育委員会が別に定める規定に準ずるものとする。

イ 受付期日及び受付時間

受付期日	受付時間
令和5年3月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで

- (5) 書類の返却

次の書類を提出した志願変更者にはこれを返却するものとする。

松戸市立高等学校(入学者選抜、転・編入学)志願証明書及び誓約書、その他

- (6) 検査の期日

令和5年3月13日(月曜日)

- (7) 検査の内容

面接及び作文を実施する。

- (8) 選抜方法

中学校等の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、松戸市立松戸高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び作文の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は松戸市立松戸高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

- (9) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月15日(水曜日) 午前9時

イ 場所

松戸市立松戸高等学校

第3 海外帰国生徒の特別入学者選抜

「第2 一般入学者選抜」の普通科及び国際人文科の募集定員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

1 志願要件

「第2 一般入学者選抜」の1に定める志願要件を満たす者で、かつ次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は適用しない。

- (1) 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して2年以上4年未満の者で、帰国後1年以内のもの
- (2) 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して4年以上の者で、帰国後2年以内のもの

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先等

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)、(3)及び(4)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類及び学科の変更をすることができる。

(2) 受付期間及び受付時間

「第2 一般入学者選抜」の4の(2)に定めるところによる。

(3) 書類の返却

「第2 一般入学者選抜」の4の(3)に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和5年2月21日(火曜日)

6 検査の内容

(1) 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

(2) 学校設定検査

面接を実施する。

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の8に定めるところによる。

8 選抜方法

「第2 一般入学者選抜」の9の(1)及び(2)に定めるところによる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の10に定めるところによる。

第4 外国人の特別入学者選抜

「第2 一般入学者選抜」の普通科の募集定員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

1 志願要件

「第2 一般入学者選抜」の1に定める志願要件を満たす外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が3年以内のもの

ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は適用しない。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先等

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)、(3)及び(4)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

「第3 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の5に定めるところによる。

6 検査の内容

面接及び作文(いずれも英語又は日本語による。)

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の8に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の10に定めるところによる。

第5 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

「第2 一般入学者選抜」の募集定員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

1 志願要件

「第2 一般入学者選抜」の1に定める志願要件を満たす者で、かつ保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げた者のうち、帰国して3年以内のもの。

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は適用しない。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先等

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)、(3)及び(4)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

「第3 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の5に定めるところによる。

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の8に定めるところによる。

8 選抜方法

中学校等の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の10に定めるところによる。

第6 その他

- 1 入学者選抜の実施に関して必要な事項は、県教育委員会が別に定める規定に準ずる。
- 2 障害のある生徒の受検に際して必要な事項は、県教育委員会が別に定める規定に準ずる。
- 3 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

松戸市教育委員会学校教育部学務課

電話番号 047(366)7457

- (補則)
- 1 この要項に定めるものの他は、「令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。
 - 2 その他、入学者の選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、松戸市教育委員会教育長がこれを定める。

附則 この要項は令和4年6月3日から施行する。